

# 北朝鮮の核実験と国連安保理決議1718

## ～ 核不拡散を目指す米国の布石 ～

てらばやし ゆうすけ  
寺林 裕介  
外交防衛委員会調査室

### はじめに

2005年2月10日に核兵器を製造したことを宣言した北朝鮮は、同年9月19日、第4回六者会合において「共同声明」に合意したものの、米国の金融制裁解除を条件に協調姿勢を見せることなく、2006年7月5日、テポドン2を含む計7発の弾道ミサイルを発射し危機を煽った<sup>1</sup>。これを受け国連安保理では北朝鮮非難決議1695が採択され、国際社会が北朝鮮の弾道ミサイルと核問題に対する非難を強める中で、10月9日、北朝鮮が地下核実験実施を発表したことは、我が国のみならず世界中を驚かせた。安倍首相は「(北朝鮮の核実験は)この北東アジア地域の安全保障環境を大きく変えることになる。新たな核の、危険な核の時代に入ったと言ってもいい」と述べたが<sup>2</sup>、今回の北朝鮮の核実験は、北東アジア地域のみならず国際社会全体の平和と安定をも大きく揺さぶった。1998年のインド、パキスタンによる核実験に続き核兵器能力を持つ国が誕生したことは、エルバラダイ国際原子力機関(IAEA)事務局長が「核軍縮への取組にとって明確な後退」と述べたように、イランやシリアなどの核開発に関して不安定な国家を抱える中東やその他の地域に対しても、大きな影響を及ぼすこととなるだろう。

これまで北朝鮮の核問題は、六者会合を中心に議論されてきた。IAEAと国連安保理による核問題の解決ルートの中に現れたこの協議体は、多面的な機能を有しながら関係国に柔軟な交渉の場を提供してきたが、北朝鮮の核問題を北東アジアの一地域の問題として扱い北朝鮮の軟着陸を目指す中国と、この問題を冷戦後の核不拡散問題としてグローバルな形で捉える米国との認識のずれは、多国間交渉による解決を困難なものとしていた。

そうした中で米国は、六者会合による解決ルートを維持しながらも、これと連動した「拡散防止構想(P S I : Proliferation Security Initiative)」による解決ルートを模索してきた。今回の北朝鮮の核実験に対し安保理が採択した北朝鮮制裁決議1718では、貨物の検査を含む形で、大量破壊兵器等の違法取引を防止するための協力行動を国連加盟国に要請することとなった。後に詳述するが、P S Iによる船舶検査については、すでに安保理決議1540の採択をめぐり、船舶検査を一般的に安保理決議で容認しようとする米国と、それに反対する中国の間で軋轢が生じていたところである。

この文脈からすれば、今回、中国が賛成した上で採択された決議1718は、米国が目指してきた大量破壊兵器等の拡散防止に向けた国際的な取組が、一歩前進した形として実現したものと言える。

本稿では、北朝鮮の核実験からその後の安保理における決議1718の採択をめぐり、我が国及び六者会合関係国の対応を比較しながら経緯をまとめ、その上でこの決議1718の持つ

意味を改めて考えてみたい。なお、本稿で引用した各国要人の発言は新聞報道等の公開情報による。また、必要に応じて国会の議論を参照した。

## 1．ミサイル発射後の北朝鮮の戦略

2006年7月の北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し、安保理決議1695が採択された後、ASEAN地域フォーラム（ARF）開催時には10か国による外相会合が行われるなど、関係国は折に触れ協議を重ねた。我が国はミサイル発射当初に発動した特定船舶入港禁止法による万景峰号の入港禁止等の当面の対応措置に加え、決議1695に基づいた制裁措置として、9月19日に改正外為法による15企業1個人を対象とする金融制裁を閣議決定した。これと同時にオーストラリア政府も制裁措置を発表するなど、日米豪は連携して対応した。

しかし中韓両国は、北朝鮮への制裁を強めて地域の緊張を高める行動を取ることに否定的であった。韓国は、北朝鮮が7月に集中豪雨で大きな被害を受けたことを契機に、8月20日、コメ10万トン等を含む総額2,210億ウォン（約265億円）にのぼる支援を発表し（その後、核実験実施を受け保留）また、訪米した盧武鉉韓国大統領は、9月14日に行われたブッシュ米大統領との首脳会談後に、決議1695に基づく追加制裁発動への反対姿勢を表明した。中国も、中国銀行マカオ支店にある北朝鮮の口座が凍結されていたことが明らかとなっただけのもの、追加制裁への反対姿勢を崩すことなく、訪中したヒル米國務次官補が9月6日に武大偉中国外務次官と会談した際にも、中国側は外交努力を重視することを主張した。

一方の北朝鮮は、安保理決議採択の際に受入れ拒否の声明を出し、8月26日には米国の金融制裁解除がなければ必要な対応措置を講じていくとの談話を発表した。先に述べたように9月に訪中したヒル國務次官補は、北朝鮮側との接触を期待して数日間中国に滞在し、さらに「（北朝鮮が）六者会合に復帰すれば、金融制裁等に関する二者間の作業部会設置が可能」と記者団に表明するなどしていたが、北朝鮮側からの反応はなかった。北朝鮮はすでにこのとき、米国から金融制裁解除を取り付けようとするよりもむしろ、ミサイル発射に続く核実験により核保有国として自国を国際社会に認知させることで米国との関係を質的に変化させ、さらには北東アジアの安全保障環境をも変動させることで交渉において自らがイニシアティブを握ろうとする戦略を取っていたものと考えられる。

## 2．核実験実施予告宣言

10月3日、北朝鮮は核実験の実施を予告する宣言を行った。この宣言では、自衛的戦争抑止力を強化する新たな措置として 科学研究部門で安全性が保証された核実験を行う、

北朝鮮は核兵器を最初に使用せず、核兵器による脅しと核の移転を許さない、朝鮮半島の非核化を実現し、核軍縮のために努力する、等が表明された。「核の移転」や「核軍縮」など米国を意識した宣言に対しライス米國務長官は「米国だけの問題ではなく周辺国全体の問題だ」と述べ、「（核実験実施の場合は）地域の多くの国が北朝鮮との関係を見直す必要が出てくる」として北朝鮮に影響力を持つ中国を牽制した。中国は北朝鮮に対し

「冷静さと自制を保つよう希望する」との声明を発表したが、同時に関係各国に対し「対話を通じた平和的解決に努力し、緊張を高めるような行動をとらない」よう求めた。

我が国では9月26日に安倍晋三内閣が発足しており、安倍首相は「極めて遺憾。核実験を行うことがあれば、断じて容認できないのは当然」と述べた<sup>3</sup>。ミサイル発射の際に日米の緊密な連携が見られたように、今回も訪米中の小池首相補佐官がハドリー米大統領補佐官と即座に対応を協議し、国連安保理での議長声明採択を目指す考えで一致している。こうした動きを受け、安保理では日本が提案した非難声明案が修正を加えながらも合意され、10月6日、核実験実施を予告した北朝鮮に対し深い懸念を表明し、核実験実施は国際の平和及び安全に対する明白な脅威を意味し、国際社会の要請を無視する場合には安保理は国連憲章に基づく責任に沿った行動をとるとする北朝鮮非難議長声明案を全会一致で採択した。10月の安保理議長を務める大島国連大使が「核実験実施の場合、国連憲章第7章を基礎として行動に移ることが声明に含意されている」と強調したが、3日間という短期間で第7章に言及のない形で採択に至ったことは、安倍首相の訪中がすでに決定していたことから、日中双方による外交的配慮の結果であったと考えられる。

しかし、10月8日に北京で日中首脳会談が実現した翌日、北朝鮮は地下核実験実施を発表するに至る。訪米した谷内外務事務次官とクラウチ米大統領次席補佐官が10月5日に「(核実験は)今週末にもあり得るかもしれない」との認識で一致していたように予想の範囲内ではあったが、そのタイミングは、安倍首相の中韓歴訪による日中、日韓関係改善のムードに冷水を浴びせることとなった。

### 3. 核実験実施による安保理決議採択と関係国の対応

10月9日、朝鮮中央通信が北朝鮮による地下核実験実施を発表した。その爆発の小ささから核実験そのものへの疑問や実験失敗との指摘がなされたが、米国が16日にネグロポンテ国家情報長官による「放射性物質が検出され、地下核爆発を起こしたことが確認された」との声明により公式に確認される形となり、韓国も25日に核実験実施を確認したことを韓国科学技術省が発表した。日本としては独自の調査で放射性物質を確認できなかったことから、27日に塩崎官房長官が「核実験を行った蓋然性が極めて高いものと判断するに至った」として事実上の認定を行った。ただし、北朝鮮を核保有国と見なすかどうかについては、麻生外相は日本政府として公式に認めないとし<sup>4</sup>、ヒル国務次官補は31日の米中朝三者協議後の記者会見で「米国は北朝鮮の核保有は認めない」と明言した上で六者会合再開を表明した。他の中韓口3か国についてもこの認識はほぼ共有されている<sup>5</sup>。

ここでは、北朝鮮の核実験実施後の安保理での制裁決議1718採択に至る経緯と決議の論点に言及し、その後、六者会合関係国の対応について整理したい。

#### (1) 安保理決議1718採択に至る経緯

北朝鮮の核実験実施発表と同日の9日には安保理は非公開協議で緊急討議を行い、米国は制裁決議案を提示し、日本も米国案を補完する形で追加項目案を示し歩調を合わせた。これに対し、10日、ロシアは容認の姿勢を見せ内容の精査を始めたが、中国は米国案をい

い土台だと認めながらも、国連憲章第7章の言及について武力行使につながる可能性のある第42条を含まず、経済制裁の規定である第41条に限定すべきとした。11日、米国は意見の分かれている点を併記した形で修正案を提示し、その上で常任理事国と日本は大使級の協議を重ねた。こうして修正案は、中国の主張に配慮した形で第41条に言及し、加えて経済制裁の履行確保の手段としては船舶検査ではなく陸上での検査を含む「貨物検査」とし、かつ、検査については各国が国内法に従って「協力行動」をとるとして強制的な意味合いを薄め、12日に基本合意するに至った。この基本合意に先立ち、特使として訪米した唐家璇中国国務委員がブッシュ大統領と会談を行っている。13日、米国は安保理に最終案を9か国（議決権のない韓国も含む）の共同提案として提出し、14日午前に採択することが決定された。しかし、訪米に続いて訪口した唐家璇国務委員がブーチン大統領と会談した後、基本合意した決議案に中口はそれぞれ再修正を求めた。決議採択の直前まで決議の内容を少しでも緩和させようとする両国の意図が示されたものとされるが、一部修正後、14日午後（日本時間15日未明）に北朝鮮制裁決議案は全会一致で採択された。

## （2）安保理決議1718の内容

決議では、北朝鮮の核実験実施を国際の平和及び安全に対する明白な脅威と認定し、国連憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置をとることとなった。前述したように中国は武力行使につながる可能性を少しでも残すことを避けるため第41条に言及することにこだわった。

制裁措置としては、通常兵器、核、弾道ミサイル又はその他の大量破壊兵器関連物資、奢侈品、の供給、販売又は移転の防止、北朝鮮の核・ミサイル等の計画に関与している個人・団体の在外金融資産の凍結等が決定された。全ての加盟国は、この決定により、核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、協力行動（北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査によるものを含む）をとることが要請された。ここでいう貨物の検査とは洋上における検査（いわゆる船舶検査）に限らず、港や陸上における検査等も含んでいる<sup>6</sup>。そして、これらの措置の実施に関連して制裁委員会が設置され、加盟国は制裁対象品目・個人のリストを作成し90日毎に安保理に報告することとされた。

また、北朝鮮に対し直ちに無条件で六者会合に復帰し、第4回六者会合「共同声明」の迅速な実施を要請している。さらに、追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要となることが強調された。

我が国が関心を持つ拉致問題については、前文において「（北朝鮮が）人道上の懸念に対応することが重要である」との文言が盛り込まれた。

## （3）六者会合関係国の対応

### ア 日本

安倍首相はちょうど中国から韓国に移動する飛行機の中で北朝鮮の核実験実施発表について報告を聞き、「我が国を含め、地域の平和と安定に対する挑戦であり、断じて許すこ

とができない試み」であるとし、「日本が一番大きな脅威を受けている」という認識を示した<sup>7</sup>。制裁措置についても「(北朝鮮側も)私の内閣で決めることだから、それなりの措置になるということは考えているのではないか」との強い姿勢で臨み<sup>8</sup>、10月11日、日本政府は当面の対応として、全ての北朝鮮籍船の入港禁止、輸入の禁止を含む措置を決定し、13日に閣議決定された。国会では10日に衆議院で北朝鮮非難決議が採択され、翌11日、参議院で拉致問題、ミサイル発射にも言及した非難決議が採択された。

我が国にとって隣国が核実験を行ったことに対し、米国の核の傘による保証が切実な問題となったが、安倍首相は「ブッシュ大統領との電話会談で、日米同盟関係が今後揺るぎない関係であり、そして抑止力をしっかりと維持していく、この関係は微動だにしないということで、意見は一致した」との会談内容を明らかにした<sup>9</sup>。訪日したライス国務長官も、18日の麻生外相との会談で「米国は日本に対する抑止と安全保障のコミットメントをあらゆる形で(full range)履行する意思と能力を有している」と繰り返した。

その一方で15日、自民党の中川政調会長が「核の議論は当然あっていい」と発言したことを契機に、日本の核武装をめぐる議論が展開された。24日の参議院外交防衛委員会で麻生外相が「議論は封殺されるべきではない」と答弁したことから、この問題は与野党間において賛否両論の様相を見せた。

安保理決議1718で明記された貨物検査における我が国の対応についても、周辺事態安全確保法に基づく対応措置として船舶検査活動法を根拠に船舶検査を行うかどうか議論が交わされた。久間防衛庁長官が「我が国が国連決議があったからといって周辺事態で直ちに臨検できるかと言われると難しいのではないかと答弁したのに対し<sup>10</sup>、麻生外相が「周辺事態法で当面は対応する」と発言するなど当初は政府内でも食い違いが見られたが、その後、「状況を総合的に判断しなければいけない」と塩崎官房長官が述べたように<sup>11</sup>、今後の推移を勘案して判断するとの見解で収束した。なお、周辺事態を前提とした場合にあっては後方支援の対象が米軍艦船に限られることや、船舶検査活動法による乗船検査を行うにあたっては相手船舶の船長等の承諾を必要とし、また、警告射撃もできないことなどから、今回の事態に対応し得る実効性を持った特別措置法の制定や、より一般的な恒久法の必要性をめぐる議論があった。

これまで禁輸執行に至った安保理決議は、国連憲章第7章の下で、その事態を国際の平和及び安全に対する脅威と認定し、禁輸等の経済制裁を決定し、禁輸執行を要請している<sup>12</sup>。今回の決議1718においては初めて、国連憲章第7章を引用しながらも「第41条に基づく措置」として限定されたことから、従来の決議との関係でどの範囲まで船舶検査を行い、実力行使が許されるのか、識者の間でも解釈が分かれた<sup>13</sup>。

#### イ 米国

ブッシュ大統領は北朝鮮の核実験実施を「国際的な平和と安定に対する脅威」として「この挑発行動を非難する」と述べ、「北朝鮮による核兵器、核物質の移転は、米国に対する重大な脅威」と指摘した。このことは、北朝鮮の核問題に関し、米国の最大の関心が北朝鮮の核放棄にあるというよりはむしろ、核を始めとする大量破壊兵器の拡散防止にあることを示唆している。ライス国務長官も「北朝鮮が核兵器や技術の移転という一線を越

えれば、その全責任を負うことになる」とレッドラインを示し、ほぼ同様の警告を繰り返した。安保理決議採択に至る過程でも、ボルトン米国連大使が「(決議は)北朝鮮を対象にした大量破壊兵器のP S Iの成文化」と述べたように、米国は、北朝鮮の核がイラン、シリア及び非国家主体に移転されることを阻止することに重点を置いていた。今回の決議は米国の望んだ大量破壊兵器の拡散防止の形が実現したと考えられるが、この点については結びで若干の考察を加えたい。

一方、ライス国務長官は安保理決議採択後に関係国を歴訪しシャトル外交を展開した。まず10月18日に訪日し麻生外相と、翌日には安倍首相と会談し、その足で訪韓し日米韓外相会談が行われた。20日には訪中し胡錦涛国家主席などと会談し、前日の唐家璇国務委員と金正日総書記の会談等の経過を聴取するとともに「外交手段を通じた核問題解決に努力する」と述べ、多国間交渉による解決ルートの余地を残すことに努めている。21日には訪ロしプーチン大統領、ラブロフ外相とそれぞれ会談した。

#### ウ 中国

10月8日の日中首脳会談で胡錦涛中国国家主席が「北朝鮮が核実験を自制するように働きかけたい」と発言し、「核実験の問題を含む最近の朝鮮半島情勢に深い憂慮」を表明する日中共同文書を出したその翌日に、北朝鮮による核実験実施の発表があった。これまで北朝鮮を擁護していた中国も、今回の核実験実施を受けて「断固反対する」との声明を発表した。その後も10日に劉建超中国外務省報道局長が「国際社会の普遍的な反対を無視し、核実験を強行した」「(実験は)疑いなく中朝関係に悪影響を与えた」と述べ、王光亜中国国連大使も「(北朝鮮には)懲罰的な行動が必要だ」としており、強い不快感を表明している。胡錦涛国家主席の発言が表に出たのは訪中した扇千景参議院議長との会談の席であり、「残念なことに北朝鮮は我々の勧告を聞かなかった」と述べ、さらに安保理決議については「北朝鮮に国際社会の強烈な反応を知らしめる必要がある」とさえ明言した。

安保理決議採択の際には、中国は貨物検査の義務化に最後まで反対したが、採択後の履行の段階になってライス国務長官から「中国は決議に賛成しており、北朝鮮の取引阻止を確実にする責任がある」と迫られる中、王国連大使が「検査と(海上などでの強制的な)阻止行動は違う。その点ではそれぞれの国がそれぞれの方法で実施すると思う」と述べ、北朝鮮に対する制裁に対し一定の理解を示した。

こうした中、日本で報道された中国人研究者の発言に「事態は中国の影響力を弱める方向に向かっている」「中国が北朝鮮に忠告しても、彼らは受け入れない」など、中国の影響力に限界があることが示されていることも注目される<sup>14</sup>。国会でも「中国は影響力を行使すればあるが、崩壊に追い込みたくないため使えない影響力という部分がある」という参考人の意見があった<sup>15</sup>。

#### エ 韓国

北朝鮮が核実験実施を発表したのは、安倍首相が北京で日中首脳会談を行った後、ソウルで盧武鉉大統領と日韓首脳会談に臨む直前だった。会談では、安保理で厳しい措置を含む決議案採択に向けて緊密に連携していくことが確認された。このとき、安倍首相は会談の冒頭で日韓共同の抗議声明を出すことを提起したが、盧武鉉大統領は話をさえぎり日韓

間の歴史認識問題に議論を転じ、共同声明は見送りになったとされる。

韓国では、北朝鮮の核実験を契機に金大中前政権から継承した「太陽政策」の有効性が野党ハンナラ党から批判されることとなった。盧武鉉大統領は北朝鮮の核実験実施後の記者会見で「究極的に我々が太陽政策を放棄するわけではない」としつつも「北朝鮮がどのようなことをしようと全て受容する、という具合にやっていくことはもはやできなくなった」と述べた。

こうした状況を受け、10月下旬に李鍾奭<sup>イジョンソク</sup>統一相、尹光雄<sup>ユンクァンウン</sup>国防相等が次々と辞意を表明するなど、盧武鉉政権は国連事務総長に転出する潘基文<sup>パンギムン</sup>外交通商相と併せて外交・安保閣僚を一新することとなった。それでも開城工業団地・金剛山観光両計画の継続や決議1718に基づく追加的制裁措置はとらない方針が表明されるなど、「太陽政策をもう一度考え直すのか」という10月9日直後の流れから、むしろ太陽政策をそのまま続けようという傾向が目立ってきている」との指摘もある<sup>16</sup>。

#### オ ロシア

今回、ロシアはいち早く北朝鮮の核実験実施を公表した。10月9日の午後には、ロシア国防省のベルホフツォフ中将が「我々の監視システムは北朝鮮による核実験を検知した。これは100%地下核爆発だ」と述べたとイタル・タス通信が伝えている。プーチン・ロシア大統領は「無条件で非難する」と述べたものの、ロシア外務省は「複雑な状況にある全ての国に自制と忍耐を示すよう求める」と呼びかけた。13日にはアレクセーエフ・ロシア外務次官が訪朝し、北朝鮮が六者会合の継続を拒否しなかったとして六者会合を通じた事態打開を関係国に訴えた。プーチン大統領も安保理決議採択後25日、「(北朝鮮は)交渉に戻るとのシグナルを送っている」「北朝鮮を追いつめてはならない」とする発言をしており、制裁を強化していくことに反対の立場を貫いた。

#### カ 北朝鮮

北朝鮮は中口両国に核実験実施の事前通告を行い一定の配慮を見せたが、これに伴う安保理決議の協議に対し朴吉淵<sup>パクギルヨン</sup>北朝鮮国連大使は「安保理は使い道のない決議を通すよりも、北朝鮮の核実験を祝福すべきだ」と挑発した。北朝鮮は10月11日の報道官談話でも「(米国が北朝鮮への圧力を高めれば)宣戦布告と見なし、相次いで物理的な対応措置を講じる」と開き直りとも取られる姿勢を示している。

北朝鮮の判断基準は米国の対応に依拠しており、例えば、金永南<sup>キムヨンナム</sup>南北朝鮮最高人民会議常任委員長が共同通信との会見で「今後の核実験については米国の我が国への(今後の)政策に関連する」と発言したのを始め、安保理決議が採択された後、17日の北朝鮮外務省の声明では「(決議は)我が国への宣戦布告だと考えるしかない」としながらも「今後、米国の動向を注視し、それに応じた措置を講じていく」とも付け加えていた。

金正日総書記が訪朝した唐家璇<sup>唐家璇</sup>國務委員と19日に会談した際にも、「(2回目の核実験について)現時点で実施する計画はないが、米国が圧力をかけ続けるなら我々としても対応せざるをえない」として常に米国との関係を意識しながら発言している。

## 結び 安保理決議1718の持つ意味

2001年9月の米国同時多発テロは、米国にテロリストと大量破壊兵器を結びつけた新しい脅威に対応した安全保障政策の必要性を認識させ、米国は、2002年9月20日に発表した「米国の国家安全保障戦略」で、大量破壊兵器の脅威に対する能動的な拡散防止を宣言した。そして2003年5月31日、ブッシュ大統領は訪問先のポーランドのクラコフで「拡散防止構想(P S I)」を発表し、我が国を含む10か国に参加を呼びかけ、2003年9月の第3回パリ総会ではP S Iの目的や阻止のための原則を述べた「阻止原則宣言」が採択された<sup>17</sup>。

N P T(核兵器不拡散条約)体制に挑戦する北朝鮮やその後のイランの核問題は、大量破壊兵器が非国家主体を介して拡散する懸念と結びつき、徐々に深刻さを増していった。北東アジア、中東のそれぞれ一地域の核問題は、グローバルな拡散問題と交差することでその性格を変化させ、その解決が一層困難で複雑なものとなったことから、国際社会は新たな核不拡散への対応を必要とする時代に入っている。

そうした中、北朝鮮が核実験の実施にまで至ったことは、米国内においてもブッシュ政権の北朝鮮政策への批判を集めることとなった。しかし、「米国の差し迫った関心事は、北朝鮮の核放棄、解体にはない。それは北朝鮮の核兵器、核物質が第三者の手に渡ることである」との指摘が国会であったように<sup>18</sup>、米国は、その最大の関心事を核の移転に見出していた。我が国にとり北朝鮮の核・ミサイル問題が直接的な脅威であることを考えると、ここにこそ日米の脅威認識の差が存在する<sup>19</sup>。とはいえ六者会合での交渉による解決に決定打を見出せなかった米国は、次第にP S Iとの連動を模索するようになり、核の移転という米国にとって最悪の事態を回避しようとしてきた。

すでに2004年4月28日、国連安保理は決議1540を採択し、「阻止原則宣言」に謳われたP S Iに対する支持が実現されていた。しかし、安保理決議1540では、大量破壊兵器の運搬手段及び関連物質の不正取引を防止するための共同行動をとることを要請するとされただけで、禁輸執行のための法的根拠が与えられるまでには至らなかった<sup>20</sup>。このとき米国は、大量破壊兵器の運搬が疑われる船舶に対し、P S Iのスタイルに沿った措置を決議に盛り込もうとしていたが、中国が反対したことから実現しなかった<sup>21</sup>。

今回の北朝鮮に対する安保理決議1718においては、合意に至る過程で王光亜中国国連大使が「P S Iの考え方と中国は相容れない」と強く反発したにも関わらず、船舶検査を含む貨物の検査等を実施する根拠が与えられる形で決議が採択された。

このことをP S Iの文脈上から考えれば、今回の安保理決議1718は、北朝鮮との関係に限ってみれば、決議1540を土台としながら、禁輸執行の履行確保の措置を安保理決議によって正当化したものであり、北朝鮮の核問題に関し、事実上、強化された地域版P S Iを実現したとも言え、核不拡散を目指す米国にとって大きな一步を意味するものである。

これにより今後、イラン、シリアを抱える中東など米国の関心の高い地域においても、決議1540を基礎としながら、各地域の事情に即して同様の決議が採択されることになれば、実効性を伴ったP S Iの実現に門戸を開くことになる。事実、決議1718採択後には、ペルシャ湾において初めてとなるP S Iの演習が行われていることも指摘しておきたい。

10月31日、米中朝三者協議において六者会合の再開が合意されたが、その後の先行きは依然として不透明感が漂っている。今後、交渉を有利なものへとするためにも、米国は決議1718に基づいてP S Iを強化していく可能性が考えられる。(12月15日記)

- 1 ミサイル発射に至るまでの北朝鮮第2次核危機の経緯については、拙稿「北朝鮮の核開発問題と六者会合(上)(下)」『立法と調査』257号(2006.7)、259号(2006.9)を参照
- 2 第165回国会参議院予算委員会会議録第1号4頁(平18.10.11)
- 3 第165回国会参議院本会議録第5号11頁(平18.10.4)
- 4 麻生太郎「アメリカは核の傘を確約した」『中央公論』121巻12号(2006.12)60頁
- 5 第165回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号3頁(平18.11.7)
- 6 第165回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号5～6頁(平18.10.24)小松一郎外務省国際法局長答弁
- 7 第165回国会衆議院予算委員会会議録第4号2頁(平18.10.10)
- 8 第165回国会参議院予算委員会会議録第1号9頁(平18.10.11)
- 9 第165回国会衆議院予算委員会会議録第4号5頁(平18.10.10)
- 10 第165回国会参議院予算委員会会議録第2号10頁(平18.10.12)
- 11 第165回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号34頁(平18.10.26)
- 12 国連決議に基づく禁輸執行については、安保公人「国連禁輸の執行と国際法」『新防衛論集』22巻1号(1994.7)43～64頁、同「国連決議に基づく禁輸執行」『防衛法研究』22号(1998.10)79～107頁を参照
- 13 安保公人拓殖大教授は「北朝鮮に出入りする船舶貨物の検査等を実施する根拠を、すべての国連加盟国に付与したと言える」としたが(『読売新聞』(2006.11.1))、真山全防衛大教授は「41条への言及を意図的に避けた過去の決議に比べると弱い書き方」であり、「洋上で船舶を停止させ、積み荷を検査できるとは断言できない」とした(『日経新聞』夕刊(2006.11.2))。なお、12月14日の参議院国土交通委員会で小松外務省国際法局長は「(決議を)素直に読めば、イラクやハイチの決議の条項との比較において、基本的には旗国主義によることが書かれていると考える」と答弁しながらも、41条に言及した決議であっても軍隊に当たる組織が法執行のため船舶検査に従事することは排除されないとの見解を示した。
- 14 『日経新聞』(2006.10.12)、『読売新聞』(2006.11.8)
- 15 第165回国会参議院国際問題に関する調査会第3号8頁(平18.11.15)神田外大教授興梠一郎参考人
- 16 第165回国会参議院国際問題に関する調査会第2号2頁(平18.11.8)防衛庁防衛研究所図書館長兼主任研究官武貞秀士参考人
- 17 P S Iについては、坂元茂樹「P S I(拡散防止構想)と国際法」『ジュリスト』No.1279(2004.11.15)52～62頁を参照
- 18 第165回国会参議院国際問題に関する調査会第2号5頁(平18.11.8)静岡県立大教授伊豆見元参考人
- 19 小此木政夫「北朝鮮の核実験を許したもの 深刻な日米間の認識ギャップ」『中央公論』121巻12号(2006.12)26～31頁
- 20 安保理決議1540については、前掲坂元論文及び浅田正彦「安保理決議1540と国際立法」『国際問題』547号(2005.10)35～64頁を参照
- 21 Michael A. Becker, "The Shifting Public Order of the Oceans: Freedom of Navigation and the Interdiction of Ships at Sea" *Harvard International Law Journal*, Winter 2005

## 北朝鮮核実験関連年表

2006

- 07/26・ASEAN+3外相会議で六者会合再開を求める議長声明(ワランプール)
- 07/27・ARF出席の白南淳北朝鮮外相が到着
- 07/28・北朝鮮問題をめぐる10か国外相会合  
・ARFでミサイル発射を憂慮し北朝鮮に六者会合無条件復帰を求める議長声明
- 08/17・米ABCテレビが北朝鮮の地下核実験の可能性を報道
- 08/20・韓国統一省が水害の北朝鮮に支援を発表
- 09/04・ヒル米国務次官補が日中韓を歴訪(~12)
- 09/14・米韓首脳会談、盧武鉉大統領が追加制裁に反対表明
- 09/19・日本政府が対北朝鮮金融制裁を閣議決定
- 09/20・日米豪3か国戦略対話高級事務レベル会議
- 09/21・国連総会開会中の8か国外相会合(中口欠席)
- 09/22・IAEA総会で北朝鮮の六者会合即時復帰を求める決議を採択
- 09/26・安倍晋三自民党総裁が内閣総理大臣に就任
- 09/29・中韓の六者会合首席代表が会談(ソウル)日米の制裁論議を牽制
- 10/02・南北軍事實務会談
- 10/03・北朝鮮外務省が核実験実施予告宣言  
・訪米中の小池首相補佐官がハドリー米大統領補佐官と対応協議  
・塩崎官房長官とハドリー補佐官が電話協議
- 10/06・国連安保理で北朝鮮非難議長声明を全会一致で採択
- 10/08・日中首脳会談(北京)
- 10/09・北朝鮮の地下核実験実施を朝鮮中央通信が発表  
・日韓首脳会談(ソウル)
- 10/10・衆議院で北朝鮮非難決議を採択
- 10/11・2回目の核実験情報(誤報)  
・参議院で北朝鮮非難決議を採択  
・日本が独自の追加制裁を決定(13日閣議決定)
- 10/12・唐家璇中国国務委員が訪米しブッシュ大統領等と会談
- 10/13・盧武鉉大統領が訪中し胡錦涛国家主席と会談  
・唐家璇国務委員が訪ロシアプーチン大統領と会談  
・アレクセイエフ・ロシア外務次官が訪朝し金桂冠北朝鮮外務次官と会談
- 10/14・国連安保理で北朝鮮制裁決議案を全会一致で採択(決議1718)
- 10/15・扇千景参議院議長が訪中し胡錦涛国家主席(17日)等と会談
- 10/16・米国が北朝鮮の核実験を確認したと声明  
・金永南北朝鮮最高人民会議常任委員長が平壤での式典で演説  
・中国銀行の北朝鮮への送金停止が明らかに
- 10/17・北朝鮮外務省が「制裁決議は宣戦布告」とする報道官声明を発表  
・米韓口の六者会合首席代表が会談(ソウル)
- 10/18・ライス米国務長官が訪日し麻生外相と会談  
・唐家璇国務委員が特使として訪朝

- 10/19・唐家璇国務委員が金正日総書記と会談  
・安倍首相とライス国務長官が会談  
・ライス国務長官が訪韓し盧武鉉大統領等と会談  
・日米韓外相会談(ソウル)
- 10/20・ライス国務長官が訪中し胡錦涛国家主席、温家宝首相、唐家璇国務委員等と会談
- 10/21・ライス国務長官が訪ロシアプーチン大統領、ラブロフ外相と会談
- 10/25・韓国が北朝鮮の核実験を確認したと発表
- 10/27・日本政府が北朝鮮の核実験実施を認定
- 10/31・米中朝三者協議(北京)  
・中国外務省が米中朝三者が六者会合再開で合意したと発表
- 11/01・北朝鮮外務省が六者会合復帰を公式表明  
・国連安保理制裁委員会が禁輸リストを通達
- 11/03・韓国の野党・民主労働党の代表団が訪朝し金永南最高人民会議常任委員長と会談
- 11/04・北朝鮮が六者会合の日本不参加に言及
- 11/05・潘基文外交通商相が訪日し麻生外相と会談、翌6日に安倍首相と会談
- 11/06・訪日中のバーンズ米国務次官とジョセフ米国務次官(軍備管理・国際安全保障担当)が塩崎官房長官と会談、その後麻生外相と久間防衛庁長官と会談
- 11/07・バーンズ米国務次官らが訪韓し柳明桓韓国外務次官と会談  
・姜錫柱外務次官が訪口(目の手術か)  
・麻生外相とライス国務長官が電話協議
- 11/08・バーンズ米国務次官らが訪中し李肇星中国外相、戴秉国中国外務次官と会談  
・米中間選挙で民主党勝利が確定(7日に投票)
- 11/09・バーンズ米国務次官とアレクセイエフ外務次官が北京で会談
- 11/13・日本政府が24品目を奢侈品に指定
- 11/15・米国の民間の安全保障・核兵器専門家らが訪朝結果を発表  
・日米韓の六者会合首席代表が会談
- 11/16・APECに参加する国・地域19か国の外相による非公式協議
- 11/18・APEC(ハノイ)の前後に各国首脳が会談  
・アフマディネジャド・イラン大統領と崔泰福北朝鮮最高人民会議議長が会談(テヘラン)
- 11/20・ヒル国務次官補が訪中(~21)
- 11/27・ヒル国務次官補が訪中、日中韓六者会合首席代表とそれぞれ会談
- 11/28・米朝中の六者会合首席代表が会談(~29)
- 12/11・中国外務省が18日からの六者会合再開を正式発表